

	<h1>和歌山市公報</h1>	令和6年（2024年）8月 15日 第1781号
		発行所 和歌山市役所 発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【 告 示 】

番号		ページ
315	道路区域の変更及び供用開始	(道路管理課) 3
316	道路区域の変更及び供用開始	(道路管理課) 4
317	自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課) 5
318	自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課) 6
319	放置自転車等の処分	(まちなみ景観課) 7
320	地縁による団体の認可	(市民自治振興課) 8
321	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出	(指導監査課) 10
322	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出	(指導監査課) 11
323	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定及び指定介護予防サービスに係る指定	(指導監査課) 12
324	介護保険法の規定による第1号事業に係る指定	(指導監査課) 13
325	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定	(障害者支援課) 14
326	道路区域の変更及び供用開始	(道路管理課) 15

### 【 公 告 】

○	開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 16
○	和歌山市営駐車場の指定管理者の公募	(まちなみ景観課) 17
○	開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 18
○	変更後の和歌山農業振興地域整備計画案の縦覧	(農林水産課) 19

### 【 選挙管理委員会告示 】

18	選挙管理委員会の招集	(選挙管理委員会事務局) 21
----	------------	-----------------

### 【 教育委員会告示 】

13	教育委員会の招集	(教育政策課) 22
----	----------	------------

### 【 農業委員会公告 】

○	農業委員会総会の招集	(農業委員会事務局) 23
○	農用地利用集積計画の縦覧	(農業委員会事務局) 24

### 【 企業局告示 】

28	和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による営業所の所在地の変更の届出	(企業総務課) 25
29	和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者	(企業総務課) 26
30	和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者	(企業総務課) 27

31 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・・・	（企業総務課）	28
--	---------	----

和歌山市告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和6年8月7日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和6年8月7日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
14-12	中之島12号線	和歌山市中之島325番8地先 ～ 和歌山市中之島339番2地先	旧	51.70	4.10 ～ 4.30
			新	51.70	6.00

(令和6年8月7日揭示済)

和歌山市告示第 3 1 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和 6 年 8 月 7 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
2 5 - 2 0	岡崎 2 0 号線	和歌山市神前 4 5 5 番 2 地先 ～ 和歌山市神前 4 5 5 番 4 地先	旧	3 8 . 5 0	2 . 0 0 ～ 2 . 5 0
			新	3 8 . 5 0	4 . 0 0

(令和 6 年 8 月 7 日 掲 示 済)

## 和歌山市告示第317号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年8月7日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年7月20日及び同月26日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年7月18日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和6年7月16日

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

## 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

## 5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和6年8月7日揭示済)

## 和歌山市告示第318号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年8月7日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場	令和6年7月16日、同月18日、同月23日、同月24日、同月25日、同月26日、同月29日及び同月30日

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

## 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

## 5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和6年8月7日掲示済)

## 和歌山市告示第319号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年8月7日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

## 2 処分年月日

令和6年8月8日

## 3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年4月20日及び同月23日	令和6年5月8日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年4月18日	令和6年5月8日
J R六十谷駅周辺自転車等放置禁止区域	令和6年4月18日	令和6年5月8日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和6年4月16日	令和6年5月8日
南海和歌山大学前駅周辺自転車等放置禁止区域	令和6年4月16日	令和6年5月8日
和歌山市内一円市道上	令和6年4月16日、同月18日、同月22日、同月24日、同月26日及び同月30日	令和6年5月8日

## 4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和6年8月7日揭示済)

和歌山市告示第320号

地縁による団体について地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月9日

和歌山市長 尾花正啓

1 名称 木ノ本西総有資産管理組合

2 規約に定める目的

以下に掲げる地域内の共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資する事を目的とする。

- (1) 区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 施設、所有地の環境整備及び維持管理
- (4) 地域の親睦及び福祉の増進

3 区域

和歌山県和歌山市木ノ本12番地の1、同所14番地、同所22番地、同所222番地、同所246番地の4、同所971番地、同所973番地、同所975番地、同所983番地、同所987番地の2、同所989番地の1、同所992番地、同所994番地、同所1000番地、同所1003番地、同所1006番地、同所1010番地、同所1012番地、同所1014番地、同所1015番地、同所1017番地、同所1019番地、同所1022番地、同所1024番地、同所1025番地、同所1030番地、同所1032番地の1、同所1035番地の1、同所1040番地、同所1042番地、同所1049番地、同所1051番地、同所1055番地、同所1056番地、同所1058番地、同所1060番地、同所1061番地、同所1067番地、同所1069番地、同所1070番地、同所1071番地、同所1075番地、同所1076番地、同所1078番地の3、同所1082番地の1、同所1089番地、同所1094番地、同所1095番地、同所1102番地、同所1105番地の1、同所1106番地の2、同所1107番地、同所1109番地、同所1110番地、同所1116番地、同所1119番地、同所1132番地の1、同所1141番地、同所1143番地、同所1147番地、同所1149番地、同所1154番地、同所1155番地、同所1159番地、同所1161番地

4 主たる事務所の所在地 和歌山市木ノ本1052番地

5 代表者の氏名及び住所 (登載省略)

6 裁判所による代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者の選任の有無 なし

7 代理人の有無 なし



8 解散の有無 全組合員の4分の3以上の承諾による総会の議決により解散

9 認可年月日 令和6年8月9日

(令和6年8月9日揭示済)

## 和歌山市告示第321号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項及び第115条の15第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条、第78条の11、第85条及び第115条の20の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険 事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30721 00559	社会福祉法人紀成福祉 会	グループホームサニーワン 和歌山県日高郡日高川町大字 初湯川213番地1	認知症対応型 共同生活介護 介護予防認知 症対応型共同 生活介護	令和6年7月31日
30701 05543	医療法人弘愛会	居宅介護支援事業所こすも 和歌山市つつじが丘7丁目3 番地の2	居宅介護支援	令和6年7月31日
30701 03639	ハーバーエンタープラ イズ株式会社	居宅介護支援センターつるか め 和歌山市狐島590	居宅介護支援	令和6年7月31日
30701 11699	ハーバーエンタープラ イズ株式会社	つるかめ庵東松江 和歌山市松江東4丁目8-1 9	地域密着型通 所介護	令和6年7月31日
30701 02433	ハーバーエンタープラ イズ株式会社	ヘルパーステーションつるか め 和歌山市狐島590	訪問介護	令和6年7月31日
30701 12291	サンライトケア株式会 社	サンライトケア 和歌山市太田4丁目5-16 (2階)	訪問介護	令和6年7月31日

(令和6年8月15日揭示済)

## 和歌山市告示第322号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 06988	株式会社ゆ生	デイサービスよしはら 和歌山市吉原747-1	短時間型通所サービス	令和6年7月31日
30701 11699	ハーバーエンタープライズ株式会社	つるかめ庵東松江 和歌山市松江東4丁目8-19	予防給付型通所サービス	令和6年7月31日
30701 02433	ハーバーエンタープライズ株式会社	ヘルパーステーションつるかめ 和歌山市狐島590	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和6年7月31日
30701 12291	サンライトケア株式会社	サンライトケア 和歌山市太田4丁目5-16（2階）	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和6年7月31日

（令和6年8月15日掲示済）

## 和歌山市告示第323号

介護保険法（平成9年法律第123号）法第41条第1項本文、法第42条の2第1項本文、法第46条第1項及び法第53条第1項本文の規定による指定をしたので、同法第78条、第78条の11、第85条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30601 91602	ベストコンダクター合同会社	てんまりナーシングステーションALLY 和歌山市西浜1407-1	訪問看護 介護予防訪問看護	令和6年8月1日
30601 91610	株式会社SORUKKA	訪問看護ステーションひかり和歌山北 和歌山市福島898番6	訪問看護 介護予防訪問看護	令和6年8月1日
30701 14941	トータルアソシエイツ株式会社	ふくろう訪問介護 和歌山市中之島784-1	訪問介護	令和6年8月1日
30701 14958	株式会社エム・オー・エヌ	ケアプランセンタープレス 和歌山市布引935-1	居宅介護支援	令和6年8月1日
30701 14966	株式会社松鶴	居宅介護支援センターつるかめ 和歌山市狐島590	居宅介護支援	令和6年8月1日
30701 14974	株式会社松鶴	ヘルパーステーションつるかめ 和歌山市狐島590	訪問介護	令和6年8月1日
30701 14982	株式会社ソワン	ヘルパーステーションふたばの里 和歌山市北新七軒丁8-1 第二藤村マンション401号室	訪問介護	令和6年8月1日
30901 01845	株式会社松鶴	つるかめ庵東松江 和歌山市松江東4丁目8-19	地域密着型通所介護	令和6年8月1日

(令和6年8月15日揭示済)

## 和歌山市告示第324号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 14735	ライフカンパニー株式会社	ヘルパーステーションナチュレ 和歌山市北新金屋丁76-8	生活支援型訪問サービス	令和6年8月1日
30701 14941	トータルアソシエイツ株式会社	ふくろう訪問介護 和歌山市中之島784-1	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和6年8月1日
30701 14974	株式会社松鶴	ヘルパーステーションつるかめ 和歌山市狐島590	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和6年8月1日
30701 14982	株式会社ソワン	ヘルパーステーションふたばの里 和歌山市北新七軒丁8-1 第二藤村マンション401号室	予防給付型訪問サービス	令和6年8月1日
30901 01845	株式会社松鶴	つるかめ庵東松江 和歌山市松江東4丁目8-19	予防給付型通所サービス	令和6年8月1日

（令和6年8月15日揭示済）

## 和歌山市告示第325号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月15日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関の名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
エバグリーン薬局紀三井寺	和歌山市布引743-2	調剤	令和6年5月1日
訪問看護ステーション はーとふる和歌山	和歌山市福島700-1	訪問看護	令和6年5月1日
保険調剤薬局トーフ 和田店	和歌山市和田1202-10	調剤	令和6年7月1日
訪問看護ステーションひだまり	和歌山市有本180-17	訪問看護	令和6年7月1日

（令和6年8月15日揭示済）

和歌山市告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和6年8月15日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和6年8月15日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
26-325	旧	今福23号線	和歌山市湊66番8地先 和歌山市湊2番3地先	334.1	6.90 ～ 10.90
	新	今福23号線	和歌山市湊66番8地先 和歌山市西浜1443番地先	371.5	6.00 ～ 14.00

(令和6年8月15日揭示済)

## 公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年8月5日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市栗栖字殿畑158番7、158番11、158番12	(登載省略)

(令和6年8月5日揭示済)



## 公告

和歌山市営駐車場の指定管理者の公募について、和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成24年規則第7号）第2条第1項の規定により別添のとおり公告する。

令和6年8月7日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 管理施設

- (1) 和歌山市営中央駐車場（和歌山市七番丁19番地）
- (2) 和歌山市営北駐車場（和歌山市九番丁8番地）
- (3) 和歌山市営城北公園地下駐車場（和歌山市道中橋線上）
- (4) 和歌山市営けやき大通り地下駐車場及び和歌山市営けやき大通り地下自転車等駐車場（和歌山市道宮北45号線上）

## 2 業務内容

- (1) 駐車場の出入りの管理に関する業務
- (2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 駐車場内の秩序の維持に関する業務
- (4) 駐車場の使用料の徴収事務に関する業務
- (5) その他施設の設置目的を達成するため市長が必要と認める業務

## 3 指定予定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

## 4 指定申込方法

## (1) 募集要項の配布期間、場所及び方法

期間 令和6年8月7日から同年9月5日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

場所 和歌山市役所9階 まちなみ景観課において配布

上記期間中、和歌山市のホームページからもダウンロード可能

## (2) 申込書の受付期間及び場所

期間 令和6年8月16日から同年9月10日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

場所 和歌山市役所9階 まちなみ景観課

（注意）直接持参することとし、郵送等は認めない。

（令和6年8月7日揭示済）

## 公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年8月13日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市善明寺字コヨリ134番1の一部、134番4	大阪府岸和田市土生町一丁目4番23号 フジ住宅株式会社 代表取締役 宮脇宣綱

(令和6年8月13日揭示済)

## 公 告

和歌山農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第4項において準用する法第11条第1項の規定により、当該変更に係る農業振興地域整備計画案及び変更しようとする理由を記載した書面を令和6年8月15日から令和6年9月3日まで和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課において縦覧に供する。

なお、上記の縦覧期間中に和歌山市民は、法第13条第4項において準用する法第11条第2項の規定に基づき和歌山農業振興地域整備計画案に対して、和歌山市に意見を提出することができる。

また、和歌山農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関して権利を有する者は、法第13条第4項において準用する法第11条第3項の規定に基づき農用地利用計画案に対して異議があるときは、上記の縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山市にこれを申し出ることができる。

令和6年8月15日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 意見書の提出先等

- (1) 提出先 郵便番号640-8511

和歌山市七番丁23番地

和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課

- (2) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法 郵送又は持参による提出とし、電話による意見は、受け付けない。

イ 提出期限 令和6年9月3日（郵送にあっては、同日の消印のあるものまでとする。）

- (3) 提出に当たっての注意事項

ア 意見書は、農業振興地域整備計画案に対する意見以外は提出することはできない。

イ 意見書には、個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載すること。

ウ 提出された意見書は、その内容を公表する場合がある。

エ 提出のあった意見には個別の回答はせず、和歌山農業振興地域整備計画の変更の公告時に、意見の要旨とその処理結果を併せて公告する。

- (4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ和歌山農業振興地域整備計画案の修正意見として取り入れることとする。なお、その際には、和歌山農業振興地域整備計画の変更公告時にその処理結果を公表する。

## 2 異議申出の際の提出先等

- (1) 提出先 郵便番号640-8511

和歌山市七番丁23番地

和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課

- (2) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法 郵送又は持参による提出とし、電話による意見は、受け付けない。

イ 提出期限 令和6年9月18日（郵送にあっては、同日の消印のあるものまでとする。）

- (3) 提出に当たっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこと。異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

ア 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

イ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案

ウ 異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権その他権利の種類

- 及びその者の氏名又は名称及び住所
- エ 異議の申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った日
  - オ 異議申出の趣旨及び理由
  - カ 教示の有無及びその内容
  - キ 異議申出の年月日

（令和6年8月15日揭示済）

**和歌山市選挙管理委員会告示第18号**

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年8月7日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮原 秀明

- 1 日時 令和6年8月16日（金）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地  
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
  - (1) 選挙人名簿から抹消するについて
  - (2) 在外選挙人名簿に登録するについて
  - (3) 在外選挙人名簿から抹消するについて

(令和6年8月7日揭示済)

**和歌山市教育委員会告示第13号**

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和6年8月2日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和6年8月8日（木） 午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
  - (1) 令和6年度全国学力・学習状況調査結果について
  - (2) 令和7年度に和歌山市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用する教科用図書について
  - (3) 夜間中学の校名の選定について
  - (4) 令和7年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜実施要項について
  - (5) 令和7年度に和歌山市立中学校及び義務教育学校後期課程で使用する教科用図書の採択について
  - (6) その他

（令和6年8月2日揭示済）

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和6年8月6日

和歌山市農業委員会  
会長 谷 河 績

1 開催日時

令和6年8月9日 13時00分

2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

3 審議案件

- (1) 農地法第2条の農地でない旨の証明願について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 農用地利用集積計画について
- (5) 非農地通知について

(令和6年8月6日揭示済)

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第1項の農用地利用集積計画を定めたので、旧法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和6年8月9日

和歌山市農業委員会  
会長 谷河 績  
(令和6年8月9日揭示済)



## 和歌山市企業局告示第28号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第9条の規定により営業所所在地の変更の届出があったので、同条例第18条第6号の規定により告示する。

令和6年8月8日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

指 定 番 号	第338号
変 更 年 月 日	令和6年7月11日

	変 更 前	変 更 後
指 定 工 事 店 名	株式会社貴志安商店	
営 業 所 所 在 地	和歌山市畑屋敷雁木丁29番地	和歌山市雄松町6丁目35番地
代 表 者 氏 名	代表取締役 島 慶司	

(令和6年8月8日揭示済)

## 和歌山市企業局告示第29号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第1号の規定により告示する。

令和6年8月14日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
大阪府岸和田市戎町9番48号 株式会社福原住宅設備 代表取締役 福原 太郎	株式会社福原住宅設備	大阪府岸和田市戎町9番48号	令和6年7月1日	第649号
東京都豊島区池袋2丁目23番21号 株式会社オアシスソリューション 代表取締役 小川 隆玄	株式会社オアシスソリューション	大阪府吹田市垂水町2-36-24	令和6年7月26日	第650号

(令和6年8月14日揭示済)

## 和歌山市企業局告示第30号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和6年8月14日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市鷹匠町2丁目58番地 株式会社阪和総合防災 代表取締役 田中 勇喜	株式会社阪和総合防災	和歌山市鷹匠町2丁目58番地	平成27年12月4日	第551号
和歌山市有本559番地23 新和興業有限会社 代表取締役 植松 琢磨	新和興業有限会社	和歌山市有本559番地23	平成31年3月20日	第589号
大阪府岸和田市極楽寺町301番地3 株式会社IZUMI 代表取締役 西村 寛文	株式会社IZUMI	大阪府岸和田市極楽寺町301番地3	平成31年2月6日	第586号
和歌山県海南市下津町黒田30番地7 下津建設株式会社 代表取締役 鯨 真生	下津建設株式会社	和歌山県海南市下津町黒田30番地7	令和元年8月1日	第593号
和歌山県岩出市金池399番地の7	株式会社ベスタ工業	和歌山県岩出市金池399番地の7	令和元年12月3日	第598号
和歌山市秋葉町12番21号 株式会社齋藤建設 代表取締役 齋藤 剛毅	株式会社齋藤建設	和歌山市秋葉町12番21号	平成26年2月12日	第538号
和歌山市和歌浦西1丁目4番48号 株式会社大建工業 代表取締役 安井 敦祥	株式会社大建工業	和歌山市和歌浦西1丁目4番48号	令和2年4月8日	第604号
和歌山市和歌浦東3丁目2番49号 株式会社仲村工業 代表取締役 仲村 勝頼	株式会社仲村工業	和歌山市和歌浦東3丁目2番49号	平成25年7月2日	第533号

(令和6年8月14日揭示済)

## 和歌山市企業局告示第31号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者から事業の廃止の届出があったので、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第3号の規定により告示する。

令和6年8月14日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	廃止届出年月日	登録番号
和歌山市冬野223-28 株式会社井谷産業 代表取締役 井谷 正次	株式会社井谷産業	和歌山市冬野223-28	令和6年7月26日	第568号

(令和6年8月14日揭示済)